

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成26年3月31日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	岡 南 均
同	吉 本 八 恵

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 公益財団法人 徳島市文化振興公社  
(出資団体及び公の施設の指定管理者)
- 2 対象期間等 平成25年4月1日から12月31日までに執行した当該出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務

3 監査対象団体の概要

目 的 市民の知識、教養及び生活の向上とその健全な発展を図り、市民の文化振興に寄与するため。

設立年月日 昭和58年5月12日

基本財産 500,000円(徳島市が全額出資)

事務所 徳島市元町1丁目24番地

職員数 17名(常勤役員2名、正規職員6名、嘱託・臨時職員9名)

指定管理

施設名	指定期間	指定管理料(25年度)
徳島市文化振興施設 (シビックセンター)	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで	54,230,000円
徳島ガラススタジオ		13,469,000円
徳島市立文化センター	平成25年4月1日から 平成28年3月31日まで	27,213,000円

## 第2 監査の実施期間

平成26年1月16日から3月26日まで

## 第3 監査の方法

出資の目的にそって事業が適切に運営されているか、出資及び指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

## 第4 監査の結果

公益財団法人徳島市文化振興公社の出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽易な指摘事項については、口頭により所管部に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。